

(令和8年1月7日時点)

## 水田農業を営む農業者の皆様へ

コメ新市場開拓等促進事業（予算額：140億円）のご案内

### 事業の概要

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を行う農業者の皆様を支援します。

### 支援内容

#### ➤ 対象者

**水田<sup>※</sup>**において対象作物を生産する**販売農家・集落営農**

※ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田



#### ➤ 対象作物・単価

作物毎に定める低コスト生産等（次ページ参照）の取組面積に応じて、以下の単価で支援します。

対象作物（令和8年産 基幹作）	単価
新市場開拓用米	4万円/10a <sup>※1</sup>
加工用米	3万円/10a <sup>※1</sup>
米粉用米	9万円/10a <sup>※1</sup>
酒造好適米 <sup>※3</sup>	取組年数に応じて最大3万円/10a <sup>※2</sup>

※1 都道府県が多収品種と判断する品種等を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（多収品種加算）

※2 取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援

※3 酒造好適米支援については、別紙（P5-6）を参照

### 主な要件・留意事項



- （1）お住まいの市町村やJAなどが事務局を務める**地域農業再生協議会が、産地と実需者が連携して新市場開拓や加工等に取り組むプランを策定し、農業者がそのプランに位置づけられていること。**
- （2）**農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷事業者等が実需者と販売契約を締結する又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること。**
- （3）本事業で支援を受けた水田の面積については、**令和8年度の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米:2万円/10a、米粉用米:5.5万円~10.5万円/10a）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米:2万円/10a）の対象面積から除きます。**
- （4）**本事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。**

## 低コスト生産等の取組メニューについて

- ・低コスト生産等の取組を行う際には、以下に記載する取組基準等の詳細をご確認ください。
- ・品目毎に**確実に実施する取組を3つ以上選択**※してください。  
多収品種加算を受ける場合には、「**⑬多収品種等の導入**」を含めて合計4つの取組（「**多収品種の導入**」+3つの取組）を選択してください。  
※実際に行った取組メニューが3つ以上となる必要がありますので、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際にはご注意ください。
- ・都道府県農業再生協議会が品目毎に地域特認メニューを設定することも可能です。

※赤字・下線部は昨年度からの変更箇所

取組メニュー	取組内容・取組基準
①直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培 （・育苗作業を省略し、直播に対応した播種機等を用いて種もみを直接ほ場に播種する栽培を行うこと）
②疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 （・疎植に対応した田植機を使用し、苗の移植密度を地域の慣行レベルの80%以下又は50株/坪（15.2株/m <sup>2</sup> ）以下とすること※ ※都道府県等の栽培指針等に疎植の基準が示されている場合はこれによることができることとする）
③高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 （・慣行栽培（乾籾100～150g（催芽籾125～187g））より育苗密度が高くなるよう、乾籾250～300g（催芽籾312～375g）を播種・育苗し、高密度播種育苗に対応した田植機を用いて移植すること）
④プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗
⑤温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組
⑥効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培 （・無代掻き移植栽培※ <sup>1</sup> 、乳苗移植栽培※ <sup>2</sup> のいずれかに取り組むこと ※ <sup>1</sup> ：耕耘碎土後に入水し、しばらく放置した後、代掻きを行わずに苗を移植する ※ <sup>2</sup> ：葉齢が2葉未満の苗（乳苗。育苗日数は7～10日程度）を移植する）
⑦作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組 （・農業経営体の水稻生産全体の中で、上記の取組を行うこと。必ずしも新市場開拓用米、加工用米又は米粉用米だけで複数品種を作付けし、作期を分散する必要はない）
⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用 （・pH、窒素、リン、カリについて分析を行う土壌診断又は葉緑素計を用いた葉色診断の結果に基づいて、肥料や有機質資材、土壌改良資材を施用すること）

取組メニュー	取組内容・取組基準
⑨効率的な施肥	<p>流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥</p> <p>〔・流し込み施肥※<sup>1</sup>、育苗箱全量施肥※<sup>2</sup>、側条施肥※<sup>3</sup>のいずれかに取り組むこと</p> <p>※<sup>1</sup>：水口に流し込み施肥用の装置を設置し、肥料を灌漑水とともに流し込む</p> <p>※<sup>2</sup>：育苗箱内に層状に施肥する機械又は肥料と床土を均等に混合する機械を使用し、育苗箱内に1作期分の肥効調節型肥料を施用する</p> <p>※<sup>3</sup>：側条施肥に対応した田植機を使用し、移植と同時に株溝の土中にすじ状に肥効調節型肥料を施用する</p>
⑩効率的な農薬処理	<p>播種時同時処理、田植え同時処理</p> <p>〔・播種時同時処理※<sup>1</sup>、田植え同時処理※<sup>2</sup>のいずれかに取り組むこと</p> <p>※<sup>1</sup>：専用の機械を使用し、播種と同時に農薬を処理する</p> <p>※<sup>2</sup>：専用の機械を使用し、移植作業と同時に農薬を処理する</p>
⑪化学肥料の使用量削減	<p>堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減</p> <p>〔・化学肥料の使用量を地域の慣行レベルと比べて30%以上削減すること</p>
⑫化学農薬の使用量削減	<p>総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減</p> <p>〔・化学農薬の使用量を地域の慣行レベルと比べて50%以上削減すること</p>
⑬多収品種、高温耐性品種又は米粉用米パン・麺専用品種の導入	<p><u>以下のいずれかの品種の作付け</u></p> <p>〔①多収品種（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米）</p> <p>・「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定する多収品種 <u>又は</u> 地域の単収よりも概ね1割以上収量が高く、都道府県が多収品種と判断する品種</p> <p>②高温耐性品種（全品目）</p> <p><u>都道府県において、高温にあっても玄米品質や収量が低下しにくい品種であり、地球温暖化による影響に適応することを目的として導入されたものであると都道府県が判断する品種</u></p> <p>③米粉用米パン・麺専用品種（米粉用米）</p> <p><u>「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に規定されている米粉用向け専用品種</u></p>
⑭農業機械の共同利用	<p>地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用</p> <p>〔・農業経営体間で農業機械の共同利用を行うこと又は農業機械のシェアリングサービスを活用すること</p>
⑮スマート農業機器の活用	<p>ドローンや水管理システム等の活用</p> <p>〔・ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用したスマート農業機器・システムを使用すること</p>
⑯ほ場由来の温室効果ガスの削減	<p>ほ場由来のメタン発生量の削減に向けた取組の実施</p> <p>〔・長期中干し（地域の慣行日数に対して7日間以上延長）、秋耕、のいずれかに取り組むこと</p>
⑰ほ場への炭素貯留	<p>ほ場への炭素貯留に向けた取組を実施</p> <p>〔・バイオ炭の施用、不耕起又は省耕起栽培、のいずれかに取り組むこと</p>

## Q & A

**Q1. 事業の申請要件について、前年度の本事業と同様に、低コスト生産等の取組を行わなければならないのでしょうか？**

→ 本事業に取り組む場合、前年度の本事業と同様に、各品目において設定された取組メニューの中から3つ以上の取組を実施していただく必要があります。

**Q2. 低コスト生産等の取組を行った根拠書類として、どのようなものが必要ですか？**

→ 取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該取組に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）が必要です。また、これらの根拠書類で、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等が特定できることが必要です。

**Q3. 低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのですか？**

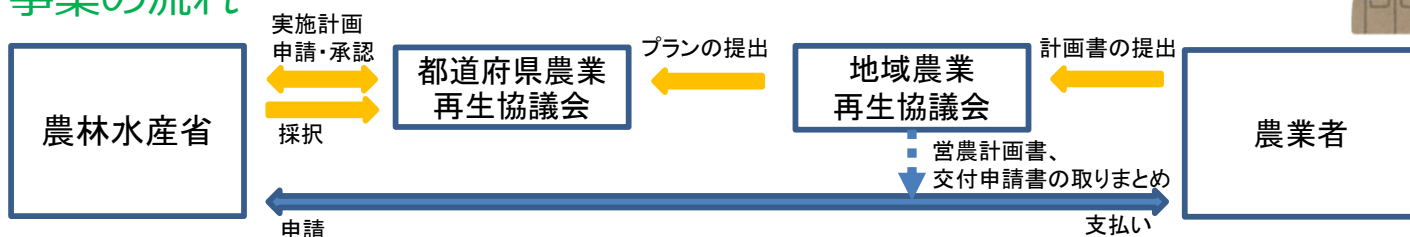
→ 要望調査の開始日（令和8年1月7日）以降の令和8年産（基幹作）の取組が対象になります。

**Q4. 農業者はいつまでに何を、どこに申請すれば良いのですか？**

→ 農林水産省の締切は令和8年4月30日としておりますが、地域毎の具体的な申請受付時期・締切はそれぞれ異なります。農業者の皆様には地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出していただきます。



## 事業の流れ



## その他

- ・ 本パンフレットは、支援対象となりうる農業者の皆様**に支援内容を速やかにお知らせすることを目的として作成したものです。**
- ・ 本事業は、申請内容を踏まえて審査の上、**予算の範囲内で支援対象となる地域農業再生協議会が決定される交付金**です。

## お問合せ先

北海道農政事務所 生産支援課

☎ 011-350-7658

東北農政局 生産振興課

☎ 022-221-6169

関東農政局 生産振興課

☎ 048-740-0408

北陸農政局 生産振興課

☎ 076-232-4302

東海農政局 生産振興課

☎ 052-223-4622

近畿農政局 生産振興課

☎ 075-414-9020

中国四国農政局 生産振興課

☎ 086-224-9411

九州農政局 生産振興課

☎ 096-300-6216

内閣府沖縄総合事務局 生産振興課

☎ 098-866-1653

# 酒造好適米生産を営む農業者の皆様へ コメ新市場開拓等促進事業（酒造好適米優先枠：30億円等）のご案内

## 事業の概要

酒造好適米の安定供給を図るため、生産性・品質の向上や収量の安定化、産地と実需の結び付きの強化に取り組む農業者の皆様を支援します。

## 対象作物・単価

### 1. 酒造好適米

#### 対象

農産物規格規程に定める醸造用玄米  
(当該都道府県の産地品種銘柄に限らない)

#### 単価

令和8～10年度の取組年数に応じ、  
最大3万円/10aを支援※

※「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を  
令和8年度に一括で支援します。

### 2. 新市場開拓用米

#### 対象

- ・輸出される酒造好適米※ または
- ・輸出される酒類の原料となる酒造好適米※

#### 単価

令和8年度の取組に対し、  
4万円/10aを支援

※これらに該当する酒造好適米は「新市場開拓用米」  
として取り扱うことができます。

## スケジュール

1月上旬

要望調査開始

3月下旬～4月上旬まで※

取組計画書の提出（農業者⇒地域農業再生協議会）

4月30日

要望調査〆（農政局⇒農水本省）

5月頃

採択／不採択の連絡

6月30日まで

営農計画書等の提出（農業者⇒地域農業再生協議会）

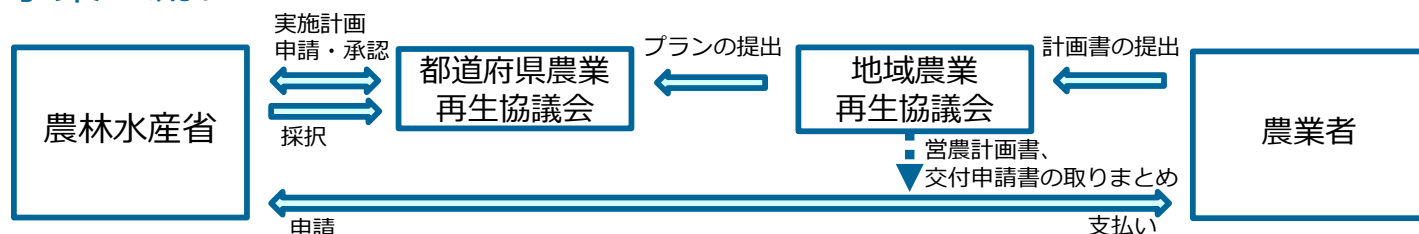
↓ 酒造好適米の生産・出荷・販売

12月20日まで

出荷・販売実績の報告（農業者⇒地域農業再生協議会）

※取組計画書の提出期限は地域農業再生協議会毎に設定しているため、協議会へご確認ください。

## 事業の流れ



# 要件

## 1. 本事業の要件

### ①実需者との事前契約

直接または集荷業者（JA等）を通じて、実需者（酒蔵または酒造組合）との事前の契約の締結等が必要です。

### ②低コスト生産等の取組

本パンフレットP2-3の低コスト生産等の取組メニューの中から3つ以上の取組を行うことが必要です。

これらのメニュー以外にも、酒造好適米の品質の向上や収量の安定に資する取組であれば、都道府県農業再生協議会が地域特認メニューとして位置づけることができます。

※地域農業再生協議会が策定する「産地・実需協働プラン」に対象農業者として位置付けられる必要があるため、協議会へ取組計画書を提出ください。

## 2. 酒造好適米支援の要件

### 要件1

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと または
- ② 集荷業者を挟む場合には、
  - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること もしくは
  - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

酒米産地協議会、酒米生産部会、酒米研究会等が整備されている地域や、集荷業者が実需者からの需要に応じて生産者への面積配分の調整を行っている地域等、安定的な生産に向けた体制が整っていると判断できる地域で生産されること

### 要件2

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側 との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

直接取引の場合は農業者と酒蔵との間、集荷業者を挟む場合は例えば全農県本部と県酒造組合との間の契約書において、価格決定の考え方（例：「〇月頃に〇〇を踏まえて〇〇と〇〇が協議して決定」等）を予め設定すること

## 3. 新市場開拓用米の要件（留意事項）

- ・新市場開拓用米の「加工用米等取組計画書」が受理されていることが必要のため、地域農業再生協議会に相談ください。
- ・お米や酒類が計画通りに輸出されていることの確認が必要です。

別紙「「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める新市場開拓用米（輸出用醸造用玄米）の範囲の扱いについてのQ&A」を参照ください。

## 4. その他の要件

「経営所得安定対策等交付金」に係る営農計画書等の提出が必要なため、地域農業再生協議会に相談ください。